

5荒子保第546号
令和5年5月8日
(公印省略)

区内保育園等の保護者の皆さま

荒川区子ども家庭部
保育課長 櫻井敦史

新型コロナウイルスの5類移行後の取扱いについて（通知）

日頃より、荒川区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行されたことに伴い、感染対策は国として一律に求めることはなくなりましたが、保育の継続及び感染拡大を防止していくため、国から発出された通知を踏まえ、基本的な感染対策の考え方等を下記のとおりお示ししますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 マスクの着用について

(1) 園児

- ・2歳児未満：マスクの着用は勧めません。
- ・2歳児以上：マスクの着用は求めませんが、感染予防の観点から、お子様にマスク着用を希望する場合は、ご家庭の判断となります。

※2歳児以上の園児でマスクの着用を希望される場合でも、午睡や熱中症のリスクが高いと考えられる場合や子どもが身体を動かすことの多い屋外での保育、プール活動や水遊びを行う場合、子どもが息苦しさを感じているなど体調が悪い場合、持続的なマスクの着用が難しい場合にはマスクを外すことがあります。

(2) 保護者及び職員

着用は個人のご判断となります。ただし、保育園が感染対策上の理由等により、マスクの着用を求めることがあります。

2 行事について

保護者等が参加する行事については、地域の感染状況等を踏まえ、手洗いの推奨、可能な範囲でのアルコール消毒液の設置、こまめな換気、参加者間のスペースの確保、風邪のような症状がある場合は参加しないよう呼びかける等、保育園等において感染拡大防止の措置や工夫を行った上で実施します。

3 登園停止期間について

次の①、②を満たす期間を登園停止期間とします。

- ①発症日を0日目とし翌日から5日間が経過していること
②症状軽快後から1日が経過していること

※荒川区医師会所属医療機関で受診した場合は、初診時に「新型コロナウイルス感染症診断・再登園日証明書」が発行されるため、症状軽快日及び再登園日を記入した上で、保育園に提出してください。

4 その他

- ・手洗いや保育室内での換気など、基本的な感染対策は引き続き実施していきます。
- ・お子様に発熱や咽頭炎、咳等の普段と異なる症状がある場合には無理をせずに休養するようお願ひいたします。
- ・咳・くしゃみをする際はティッシュ等で口や鼻を覆うなど咳エチケットについて、お子様に可能な範囲でご指導ください。
- ・送迎時の保育室の入室は、保育園が感染状況等をふまえて判断します。

注 その他、本通知における対応方針は、現時点でのものであり、状況の変化により変更する場合があります。

問合せ先

子ども家庭部保育課 電話3802-3111

保育支援係 内線3823、3824、3844、3846